

【商法】

〔第1問〕

株主総会決議の瑕疵と取締役会決議の瑕疵についての会社法の規整のちがいが、および株主総会決議の瑕疵に関する、決議取消しの訴えと決議無効確認の訴えとの相違について、正確な理解を問う、会社法の基本的問題である。

- (1) 株主総会決議取消しの訴え(会社法831条1項。以下、条文数のみは会社法を示す。)は、①訴えを提起できる者、②取消事由、③訴えの提起期間が法定されており、法定の要件を満たすかぎり、訴えが認容されることが原則である。本件では、①について、Bは、取締役としての地位を失っているが、株主であるので問題なく訴えを提起できる(831条1項柱書)。②については、本件で、株主総会招集通知が会日の6日前に発送されたことは、招集手続が、公開会社では2週間前と規定する法令(299条1項)に違反したことになり、取消事由が存在する(831条1項1号)。しかし、③について、本件の訴えの提起が決議の4か月後になされているが、決議後3か月という法定期間(831条1項柱書)を過ぎているので、結論として、訴えは認められない。
- (2) 取締役会の決議は、再議決が比較的容易なこともあり、株主総会の決議と異なり、決議取消しの制度が規定されておらず、手続的瑕疵と内容的瑕疵とを問わず、決議は原則として無効と解されている。したがって、取締役会の招集通知もれがある、かつ取締役でないAが出席した本件取締役会決議は無効であり、決議取消の訴えの提起は必要ない(というより、取締役会決議取消しの訴えという制度がなく、そのような訴えを提起することはできない)。もちろん、決議の無効を主張するために、決議無効確認の訴えの提起も必要ない。
- (3) 非公開会社の場合は、議決権等について株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができる(109条2項)。非公開会社では、株主の個性に重きがおかれることから、定款自治の範囲が拡大されると説明されている。したがって、Cのみに他の株主の2倍の議決権を付与する定款の定めは許される。しかし、本件Y会社は株式に譲渡制限を付していないから公開会社であり(2条5号)、公開会社の場合は議決権について株主ごとに異なる取扱いをすることは、株主平等原則(109条1項)に違反し、許されない。それ故、本件定款変更の承認決議は、決議の内容が法令(109条1項)に違反しているから無効であり(830条2項)、決議の無効つまり定款変更の無効を主張できる。なお、無効を主張するためには、決議無効確認の訴え(830条2項)の提起も要求されない。

〔第2問〕

会社法の重要問題のひとつである競業取引規制に関する問題であり、いずれも競業取引規制の規制範囲についての基本的理解を問う問題である。

取締役が行うことが規制される「会社の事業の部類に属する取引（356条1項1号）」、すなわち競業とは、商品および市場が競合する取引である。

（1）の取引は、商品は競合するが、福岡市と鹿児島市とはケーキに関して販売地域が競合するとは通常考えられず、したがって、市場の競合がなく、競業に当たらないと考えられる。ただし、Y1が、鹿児島での自らの事業にばかり精力を集中し、X社に対する取締役としての善管注意義務を果たさず会社に損害を与えた場合には、任務懈怠責任（423条1項）を負うことがあり得る。

（2）競業に当たる場合とは、会社が実際に行っている事業と競合する場合であり、定款に記載された事業であっても現実に行っていない事業は対象外である。ただし、すでに会社が進出の準備を具体的に進めている地域における同一商品の販売は対象となる（東京地判昭和56年3月26日判例時報1015号27頁）。したがって、B社の事業はX社との競業取引に該当することになり、取締役会非設置会社においては株主総会の承認を得なければならない（356条1項1号、365条1項）。承認を得ていないと考えられる本件では、B社の得た利益の額がX社の損害額と推定され（423条2項）、X社の損害賠償請求が容易である。注意すべきは、たとえ、株主総会の承認を得て行った場合も、Y1が第三者B社のために行った競業の結果、X社が損害を受けた場合は、Y1に善管注意義務違反があればX社に対する任務懈怠責任（423条1項）を免れることができないことである。ただし、株主総会の承認を得た場合は423条2項の推定規定の適用がないので、X社は損害賠償を請求するに際して、自己が受けた損害を立証しなければならない。

以上